

前文

政府の行為によって「戦争」の惨禍
が起きないようにする。
国民が「主権」を持つ。
恒久の平和を念願。
全世界の国民の平和的生存権。

第9条

紛争解決の手段として「戦争」
はしない。軍備は持たない。

第12条

国民の自由・権利は国民の不
断の努力によって保たれる。

第24条 両性の本質的平等

第13条

国民は「個人」として尊
重される。

第11条・第97条

基本的人権の保障。

私たちのための「主権・人権・非戦」の思想

「**けっこうすごい！「日本国憲法」！！**」

第14条

すべての国民は平等で
差別されない。

第17条・第31条～40条

戦前のように国民が不当に逮捕されたり、拷問
にあたり、自白を強要されたりすることがない
ようにし、また公務員による被害にあったときは
賠償を請求できる。戦前の常軌を逸した取り締
まりから国民を守る条項を書き連ねてある。

第19条 思想・良心の自由

第20条 信教の自由

第21条 集会・結社・言論・出 版などの表現の自由

第22条 居住・移転。職業選 択・外国移住・国籍離脱の自由

第15条 公務員を選ぶ

のは国民の権利。(権力者の
権利ではない)

第23条 学問の自由

第99条 憲法尊重・擁護の義務

天皇をはじめ国会議員・裁判官など公務員はこの憲
法を尊重し擁護する義務。(国民の義務ではない)

第16条 請願の権利

第25条 健康で文化的な

生活の保証

「**三権分立**
地方自治」

活かして使おう！

「**日本国憲法**」

Yes! けんぽう！！

ピースアップ九条可視化の会 <http://peaceup9.jp/>
ワーカーズフォーピース <http://workers4peace.org>